

104 訪問リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果		
高齢者虐待防止措置実施の有無	次にあげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基準に規定し、措置を講じていること	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	☐	該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	☐	該当	
業務継続計画策定の有無 (令和7年3月31日までの間、経過措置)	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐	あり	業務継続計画の策定
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐	該当	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐	あり	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
	1月あたり延べ訪問回数30回以下	☐	該当	

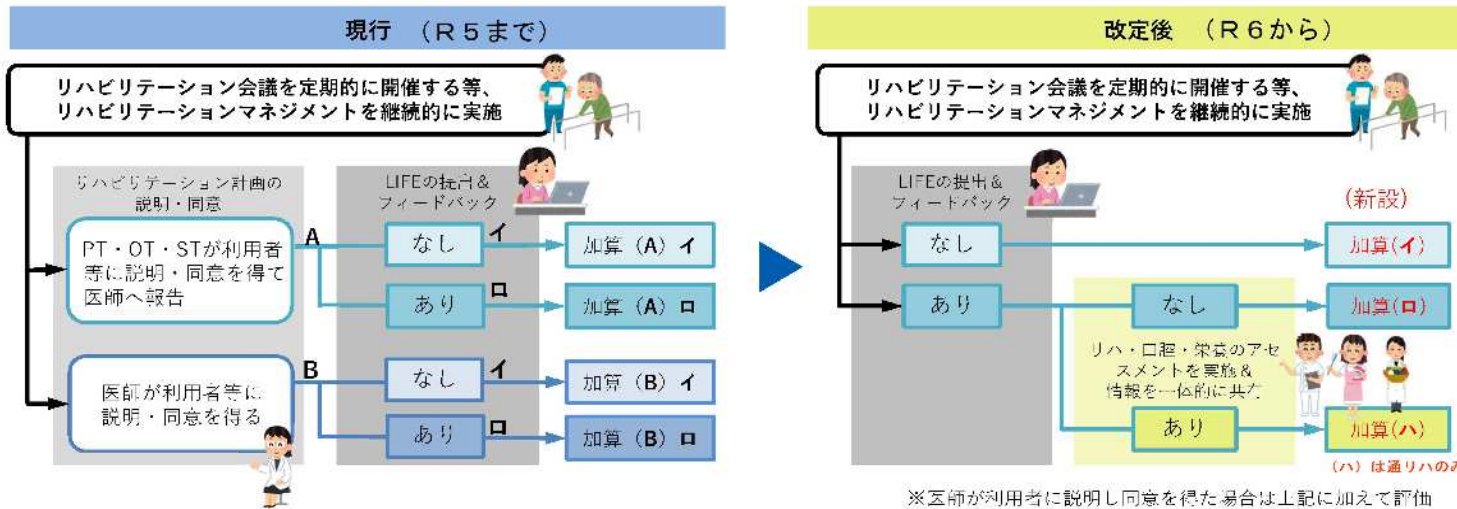
点検項目	点検事項	点検結果		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
短期集中リハビリテーション実施加算	起算日より3月以内に実施（概ね週2回以上1回20分以上）	☐	該当	リハビリテーション計画書（参考様式）
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	☐	実施	
	医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意、 ただし医師以外が行った場合は、説明内容を医師に報告	☐	あり	リハビリテーション計画書（参考様式）
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	☐	同意から6月以内は月1回以上	リハビリテーション会議録、プロセス管理票（参考様式）
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	☐	同意から6月を超えるときは3月に1回以上	リハビリテーション会議録、プロセス管理票（参考様式）
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を通じて他のサービス事業者への情報伝達	☐	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	☐	あり	リハビリテーション計画書及びプロセス管理票（参考様式）
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関する指導及び助言	☐	あり	リハビリテーション計画書及びプロセス管理票（参考様式）
	上記を全て記録	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
リハビリテーションマネ ジメント加算(口)	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	☐	実施	
	医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意、 ただし医師以外が行った場合は、説明内容を医師に報告	☐	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	☐	同意から6月以 内は月1回以上	リハビリテーション会議録、プロ セス管理票(参考様式)
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	☐	同意から6月を 超えるときは3 月に1回以上	リハビリテーション会議録、プロ セス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業 者を通じて他のサービス事業者への情報伝達	☐	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画 に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他の サービス事業者の担当者必要な指導及び助言	☐	あり	リハビリテーション計画書及びプ ロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪 問し、家族に介護の工夫に関する指導及び助言	☐	あり	リハビリテーション計画書及びプ ロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	☐	あり	
	利用者毎の通所リハビリテーション計画等の内容等を厚生労 働省 (LIFE) に提供及び情報の活用	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
------	------	------	--

2.(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進①

概要	【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】
○ リハビリテーション・口腔・栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、以下の要件を満たす場合を評価する新たな区分を設ける。 ア 口腔アセスメント及び栄養アセスメントを行っていること。 イ リハビリテーション計画等の内容について、リハビリテーション・口腔・栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じて LIFE に提出した情報を活用していること。 ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること。 また、報酬体系の簡素化の観点から、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算（B）の要件について新規区分とし、加算区分を整理する。【告示改正】	



リハビリテーションマネジメント加算による医師の説明	通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者が同意	☐	あり	
	退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1週に2日以内	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	短期集中リハビリテーション実施加算	☐	なし	
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	
	口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。)が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化		
概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 ★は介護予防も同様の措置を講じる場合	
○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】		
単位数	<現行> (R5まで) なし ▶ <改定後> (R6から) 口腔連携強化加算 50単位/回 (新設) ※1月に1回に限り算定可能	
算定要件等	○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設) ○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文言等で取り決めていること。	
 近隣歯科医療機関 訪問系サービス、短期入所系サービス事業者  口腔の健康状態の評価 看護師、リハビリテーション専門職、介護職員等 必要に応じて相談 情報提供  歯科医療機関 +  介護支援専門員		
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	リハビリテーション計画の作成に係る事業所の医師の診療の実施	☐ なし

点検項目	点検事項	点検結果		
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(※)を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った	☐	該当	(※) 病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させること
	一体的に運営されている訪問リハビリテーションで退院時共同指導加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
移行支援加算	評価対象期間において終了者で指定通所介護等を実施した者の占める割合が100分の5を超えている	☐	該当	
	終了日から14日～44日以内に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	12月を利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること	☐	該当	
	リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数7年以上の者がいる	☐	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる	☐	該当	

別表中山間地域等に該当する地域(R7.4.1現在)

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)	(2)特別地域加算(15%)							
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)								⑧大臣が別に定める地域
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村		
鹿児島市												
鹿児島市	△	×	△	東桜島地区(野尻, 東桜島, 古里, 有村, 黒神, 高免, 持木)			一部地域					
吉田町	×	×	×									
桜島町	△	△	○	○		○		新島				
喜入町	○	×	○	○	○		一部地域					
松元町	○	×	○	○			一部地域					
郡山町	○	×	○	○	下伊集院村		一部地域					
鹿屋市							一部地域					
鹿屋市	△	△	○	○	新城村					高隈村		
輝北町	○	×	○	○		○						
串良町	○	×	○	○								
吾平町	○	×	○	○		○						
枕崎市	○	×	○	○		○						
阿久根市	○	×	○			○	一部地域					
出水市												
出水市	△	△	△		大川内村 出水町		一部地域	桂島		大川内村		
野田町	○	×	○			○						
高尾野町	×	×	×									
指宿市												
指宿市	○	×	○	○		○						
山川町	○	×	○	○		○						
開聞町	○	×	○	○		○						
西之表市	×	○	○			○	一部地域	○				
垂水市	○	×	○	○	○	○	一部地域					
薩摩川内市							一部地域					
川内市	△	×	△		下東郷村							
樋脇町	○	×	○			○						
入来町	○	×	○			○						
東郷町	○	×	○		○	○						
祁答院町	○	×	○		黒木村	○						
里村	×	○	○		○	○		○				
上甕村	×	○	○		○	○		○				
下甕村	×	○	○		○	○		○				
鹿島村	×	○	○			○		○				
日置市							一部地域					
東市来町	○	×	○	○	下伊集院村	○						
伊集院町	○	×	○	○	下伊集院村							
日吉町	○	×	○	○	下伊集院村	○						
吹上町	○	×	○	○		○						
曾於市							一部地域					
大隅町	○	×	○	○		○						
財部町	○	×	○	○		○						
末吉町	○	×	○	○		○						
霧島市							一部地域					
国分市	×	×	×									
溝辺町	×	×	×									
横川町	○	×	○			○						
牧園町	○	×	○		○	○						
霧島町	×	○	○		霧島村	○				○		
隼人町	×	×	×									
福山町	○	×	○			○						

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)			(2)特別地域加算(15%)				
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)							
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村	⑧大臣が別に定める地域
いちき串木野市							一部地域				
串木野市	○	×	○	○	○	○					
市来町	○	×	○	○	○	○					
南さつま市							一部地域				
加世田市	○	×	○	○		○					
笠沙町	○	×	○	○	○	○					
大浦町	○	×	○	○		○					
坊津町	○	×	○	○		○					
金峰町	○	×	○	○	阿多村	○					
志布志市							一部地域				
松山町	○	×	○	○		○					
志布志町	○	×	○	○		○					
有明町	○	×	○	○		○					
奄美市							一部地域				
名瀬市	×	○	○		○	○			○		
住用村	×	○	○		○	○			○		
笠利町	×	○	○			○			○		
南九州市							一部地域				
額姪町	○	×	○	○		○					
知覧町	○	×	○	○		○					
川辺町	○	×	○	○	○	○					
伊佐市							一部地域				
大口市	△	△	○		山野町	○				山野町	笹野、羽月山神、羽月西、青木東、針持、曾木
菱刈町	○	×	○			○					
始良市							一部地域				
加治木町	×	×	×								
始良町	△	×	△		山田村						
蒲生町	○	×	○		山田村	○					
三島村	×	○	○		○	○	一部地域	○			
十島村	×	○	○		○	○	一部地域	○			
さつま町							一部地域				
宮之城町	○	×	○			○					
鶴田町	○	×	○			○					
薩摩町	○	×	○		求名村	○					
長島町							一部地域				
東町	△	△	○			○		獅子島			
長島町	○	×	○			○					
湧水町											
栗野町	○	×	○			○					
吉松町	○	×	○			○					
大崎町	○	×	○	○		○	一部地域				
東串良町	○	×	○	○		○					
錦江町							一部地域				
大根占町	○	×	○	○	○	○					
田代町	×	○	○	○	○	○				田代村	
南大隅町							一部地域				
根占町	○	×	○	○		○					
佐多町	×	○	○	○	○	○				○	
肝付町							一部地域				
内之浦町	×	○	○	○	○	○				内之浦村	
高山町	○	×	○	○		○					
中種子町	×	○	○			○	一部地域	○			
南種子町	×	○	○			○	一部地域	○			
屋久島町							一部地域				
上屋久町	×	○	○		○	○		○			
屋久町	×	○	○		○	○		○			

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)				(2)特別地域加算(15%)				
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)								⑧大臣が別に定める地域
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村		
大和村	×	○	○		○	○	一部地域		○			
宇検村	×	○	○		○	○	一部地域		○			
瀬戸内町	×	○	○		○	○	一部地域		○			
龍郷町	×	○	○		○	○	一部地域		○			
喜界町	×	○	○			○	一部地域		○			
徳之島町	×	○	○			○	一部地域		○			
天城町	×	○	○			○	一部地域		○			
伊仙町	×	○	○			○	一部地域		○			
和泊町	×	○	○			○	一部地域		○			
知名町	×	○	○			○	一部地域		○			
与論町	×	○	○			○	一部地域		○			

[凡例：○＝全域該当，△＝一部地域該当，×＝全域非該当]

***留意事項**

(1) 旧町村名や地区名のほか、「一部地域」と記載されている対象地域については、関係市町村に詳細をお問い合わせください。
(2) 特に、辺地については、固定したものではなく、市町村の振興計画の策定状況に伴い変動することから、関係市町村に確認してください。

***各加算の概要**

- (1) 中山間地域等における小規模事業所加算（10%加算）
中山間地域等（特別地域加算の対象地域を除く）に所在する小規模事業所がサービスを行うことを評価するもの。
(2) 特別地域加算（15%加算）
特別地域に所在する事業所がサービスを行うことを評価するもの。＜（1）と（2）の同時算定不可＞
(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%加算）
中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行うことを評価するもの。
＜各要件を満たす場合には、（1）又は（2）との同時算定可＞

(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)対象地域 ＜厚生労働省告示第83号一＞

※特別地域加算対象地域を除いた以下に該当する地域

- ①半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
○豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯(鹿児島県該当なし)

(2)特別地域加算(15%)対象地域 ＜厚生労働省告示第120号＞

- ⑤離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
⑥奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
⑦山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
⑧豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に定める豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)に定める辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域その他の地域のうち、厚生労働大臣が別に定めるもの ＜厚生省告示第53号＞
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(鹿児島県該当なし)
○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(鹿児島県該当なし)

(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)対象地域 ＜厚生労働省告示第83号二＞

- ①半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
⑤離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
⑥奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
⑦山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
○豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯(鹿児島県該当なし)
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(鹿児島県該当なし)
○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(鹿児島県該当なし)